

第 13 次鳥獣保護管理事業計画（変更）の概要

1 鳥獣保護管理事業計画の位置づけ

この計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第 4 条に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（法第 3 条）に即し、各都道府県知事が定めるものである。

現在、本県が策定している第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

2 変更の理由

第二種特定鳥獣管理計画で定めているイノシシ及びニホンジカの狩猟期間を 11 月 15 日から 3 月 15 日までを、11 月 15 日から 3 月 31 日まで延長することに伴い、計画の内容を変更するものである。

3 変更の内容

◆第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- ・「5 取締り」「(2) 年間計画」の狩猟期間中における取締り（場所、時間、捕獲方法、捕獲鳥獣種・数等）及び狩猟期間外における違法捕獲等の取締りの実施時期を、狩猟期間の延長に合わせて変更する。【50 p】

◆第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

- ・「7 普及啓発」「(2) 法令の普及徹底」「②年間計画」における狩猟関係法令の遵守の実施時期を、狩猟期間の延長に合わせて延長する【58 p】